

審 査 基 準

平成19年 9月 1日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：警察本部生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課保安係（TEL076-225-0110 内線3044）
備 考：